第八条

事務局長は、委員会が任命し、その任期は、委員会が定める。事務局長は、委員会が定める規則及び手続に従うことを条件として、委員会の職員の選任及び管理に関する権限を有する。事務局長は、また、特に、次の任務のうち委員会が与えるものを遂行する。

(a) 第五条及び前条の規定に従つて行われる調査計画を調整すること。

(b) 委員会の検討を受けるために予算見積書を作成すること。

(c) 委員会の予算に従つて資金の支出を許可すること。

(d) 委員会の資金の会計を行うこと。

(e) 第十三条に定める機関との協力について取り決めること。

(f) この条約の目的を遂行するために必要な資料、特にＩＣＣＡＴ種の資源の現在の生産量及び最大持続生産量に関する資料の収集及び分析の準備を行うこと。

(g) 委員会の承認を得るため、委員会及びその補助機関の学術上、管理上その他の報告を作成すること。

第九条

1 (a) 委員会は、科学的な証拠に基づいて、次のことを目的とする勧告を行うことができる。これらの勧告は、2及び3に定める条件に従つて委員会の構成員について効力を生ずる。

(i) 条約区域において、ＩＣＣＡＴ種の資源の豊度を最大持続生産量を実現することが可能である水準以上に維持し、又は回復することにより、ＩＣＣＡＴ種の長期的な保存及び持続可能な利用を確保すること。

(ii) 必要な場合には、ＩＣＣＡＴ種に依存し、又は関連する他の種の個体数をその再生産が著しく脅威にさらされることとならない水準に維持し、又は回復するため、当該他の種の保存を促進すること。

(b) 前記の勧告は、次のとおり行われる。

(i) 適当な小委員会が設置されていない場合には、委員会の発議による。

(ii) 適当な小委員会が設置されているが、その小委員会が提案を承認していない場合には、委員会の全ての構成員の少なくとも三分の二の承認を得た委員会の発議による。

(iii) 適当な小委員会が承認した提案による。

(iv) 当該勧告が二以上の地域又は種若しくは種群に関連する場合には、これらの適当な小委員会が承認した提案による。

2 1の規定に基づいて行われた勧告は、その勧告が採択された際に委員会が別段の合意をする場合及び3に規定する場合を除き、その勧告を委員会の構成員に伝達する委員会の通告の日の後四箇月で委員会の全ての構成員について効力を生ずる。ただし、いかなる場合にも、勧告が三箇月未満で効力を生ずることはないものとする。

3 (a) 1(b)(i)又は(ii)の規定に基づいて行われた勧告の場合には委員会のいずれかの構成員が、1(b)(iii)又は(iv)の規定に基づいて行われた勧告の場合には当該小委員会の構成員たる委員会のいずれかの構成員が、2に定める期間内にその勧告に対し委員会に異議を申し立てたときは、その勧告は、その異議を申し立てた委員会の構成員については、効力を生じない。

(b) 委員会の構成員の過半数が2に定める期間内に異議を申し立てた場合には、その勧告は、委員会のいずれの構成員についても効力を生じない。

(c) (a)の規定に従つて異議を申し立てる委員会の構成員は、その異議を申し立てる時に、委員会に対し、その異議の理由を書面により提出する。その異議の理由は、次の一又は二以上の理由に基づくものとする。

(i) その勧告がこの条約又は国際法の他の関連規則に適合しないため。

(ii) その勧告が異議を申し立てる委員会の構成員を法律上又は事実上不当に差別するものであるため。

(iii) 委員会の構成員が、保存及び持続可能な管理のために異なる取組方法を採用したため又はその勧告を実施するための技術的な能力を有していないため、実行可能性の観点からその勧告を遵守することができないため。

(iv) その結果として異議を申し立てる委員会の構成員がその勧告を実施し、又は遵守することができない安全保障上の制約のため。

(d) この条の規定に従つて異議を申し立てる委員会の各構成員は、実行可能な限り、保存管理措置の代替案の説明を委員会に提供する。当該代替案は、異議を申し立てている勧告と少なくとも同様に効果的なものとする。

4 勧告に対して異議を申し立てた委員会の構成員は、いつでも、その異議を撤回することができる。その勧告は、それが既に効力を生じているものである場合には直ちに、その他の場合にはそれがこの条の規定に基づいて効力を生ずる時に、その構成員について効力を生ずる。

5 事務局長は、委員会の全ての構成員に対し、この条に従つて受領した異議及び説明の詳細並びにその異議の撤回を速やかに送付し、及び勧告が効力を生ずる時期を通告する。

第五条

条約の新たな第九条の次に次の新たな第十条を加える。

第十条

1 委員会においては、紛争を防止するためにあらゆる努力を払うものとし、いずれの紛争の当事者も、この条約に関する紛争を友好的な方法によつて、かつ、できる限り速やかに解決するため、相互に協議する。

2 紛争が技術的な性質を有する事項に関係する場合には、紛争当事者は、委員会が採択する手続に従つて設置される特別の専門家委員会に当該紛争を共同で付託することができる。当該専門家委員会は、紛争当事者と協議するものとし、拘束力を有する手続によることなく当該紛争を速やかに解決するよう努める。

3 この条約の解釈又は適用に関して二以上の締約国の間に紛争が生ずる場合には、当該紛争が平和的手段によつて解決されるよう最善の努力が払われるものとする。

4 1から3までに規定する手段を通じて解決されない紛争は、解決のため、紛争当事者の共同の要請により、最終的であり、かつ、拘束力を有する仲裁に付される。紛争当事者は、仲裁を共同で要請する前に、紛争の範囲に合意すべきである。紛争当事者は、仲裁裁判所を構成し、及び仲裁を行うことについて、この条約の附属書Ⅰによること又は紛争当事者が相互の合意によつて適用することを決定する他の手続によることを合意することができる。当該仲裁裁判所は、この条約、国際法及び海洋生物資源の保存に関する関連の基準であつて紛争当事者が認めるものに従つてその決定を行う。

5 この条に定める紛争解決のための制度は、この条の規定が効力を生ずる日の後に発生する行為、事実又は事態に関する紛争についてのみ適用する。

6 この条のいかなる規定も、この条に定める紛争解決に代えて、紛争当事者が締結している他の条約又は国際約束の要件に従い、当該他の条約又は国際約束に基づく紛争解決を追求する紛争当事者の能力に影響を及ぼすものではない。

第六条

条約第九条から第十一条までを二条ずつ繰り下げ、次のように改める。

第十一条

1 委員会の構成員は、この条約の実施を確保するために必要な全ての措置をとることに同意する。

2 委員会の各構成員は、二年ごとに又は委員会が要求する時期に、この目的のために自らがとつた措置についての報告を委員会に送付するものとする。

(a) 委員会の構成員は、次のことに同意する。

(i) 委員会の要求があつた場合には、委員会がこの条約のために必要とすることがある統計上、生物学上その他の科学的情報で入手可能なものを提供すること。

(b) 委員会の構成員の官公署が前記の情報を得られず、かつ、それを提供することができない場合には、委員会が、委員会の構成員を通じて、会社及び個々の漁業者が提供することに同意する情報を直接に入手することを認めること。